

# 第4期山梨県医療費適正化計画の概要

## 1 基本的事項

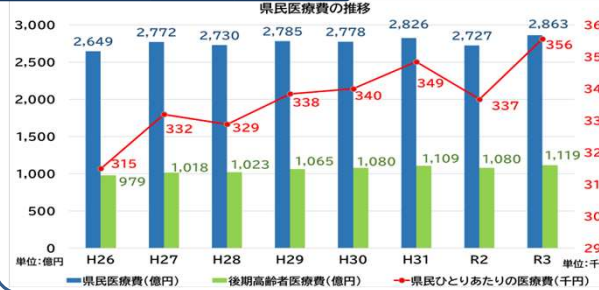
### ○ 医療費適正化計画とは

- ・ 根拠法令 高齢者の医療の確保に関する法律
- ・ 計画期間 令和6年度から令和11年度までの6年間
  - 国の基本的方針に沿って、都道府県が策定

**【目的】** 高齢化の進展する中、安全・安心の基盤である国民皆保険を堅持するため  
 ① 県民の健康の保持・増進による健康寿命の延伸 ② 効率的な医療の提供により、医療費の適正化を図る。

- ・ 記載事項 現状と課題、目標、施策(県民の健康の保持・増進・効率的な医療の提供)等

## 2 県民医療費の推移



- 県民医療費は、R3に**2,863億円**となり、上昇傾向にある
- その内、後期高齢者医療費は、R3に**1,119億円**となり、県民医療費全体の**39%**を占める
- 県民ひとりあたりの医療費は、R3に**356千円**となり、**全国では額が低い方から19番目**であるが、**上昇傾向**

## 3 計画のポイント

区分	医療費適正化の取組事項	現状と課題	令和11年度までの目標	施策	
県民の健康の保持・増進	生活習慣病	特定健康診査	○受診率 59.5%(H30)→ <b>61.6%</b> (R3) ➢ 受診率向上	受診率 <b>70%以上</b>	○健診の必要性など、保険者協議会及び市町村等の関係団体や事業者と連携した生活習慣病の予防に関する普及啓発 ○健診に携わる人材の質の向上 ○市町村のデータヘルス計画に基づく保健事業への支援
		特定保健指導	○実施率 25.1%(H30)→ <b>26.9%</b> (R3) ➢ 実施率向上	実施率 <b>45%以上</b>	
		メタリックシンドローム該当者及び予備群	○減少率 9.1%(H30)→ <b>5.9%</b> (R3) ➢ メタボ該当者及び予備群の減少率縮小	減少率 <b>25%以上</b> (対H20年度比)	
		がん 糖尿病 脳卒中 心血管疾患 など	○喫煙率 ➢ 喫煙率減少 男性 24.2%(H30)→ <b>21.0%</b> (R3) 女性 7.0%(H30)→ <b>5.5%</b> (R3)	成人の喫煙率の減少	
	生活習慣病重症化予防	○新規透析患者の内、糖尿病性腎症患者の割合 42.1%(H30)→ <b>43.9%</b> (R4) ➢ 糖尿病性腎症患者の割合減少	新規透析患者における糖尿病性腎症患者の割合の減少	○罹患患者、未受診者等への受診勧奨の推進 ○糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 ○慢性腎臓病(CKD)対策の普及啓発	
NEW	予防接種	○感染症のまん延防止や重症化の予防には、予防接種実施率の維持・向上が必要	A類疾病(麻しん・風しん等) ➢ 引き続き高い実施率を維持 B類疾病(インフルエンザ及び肺炎球菌感染症) ➢ 適切な情報をもとに接種を受けることができる環境を整備	○予防接種に関する正しい知識の普及啓発 ○市町村への最新動向等の情報提供等の支援 ○医師会や教育委員会等の関係機関と連携し、予防接種実施率の維持・向上を図る	
	高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	○高齢者の低栄養、口腔機能、運動機能、認知機能の低下等、疾病予防・介護予防に取り組む必要	フレイル状態を把握し、フレイル予防を実施する市町村数 <b>22市町村(R4)→全市町村</b>	○後期高齢者医療広域連合や国民健康保険団体連合会と連携し、市町村の取組を支援 ○フレイル予防等の支援スキル向上のための研修体制の整備や、医療関係団体等との連携体制の構築に向けた支援	
	がん検診	○がん検診受診率 ➢ 受診率向上 胃がん 50.1%(H28)→ <b>57.0%</b> (R4) 大腸がん 51.3%(H28)→ <b>55.4%</b> (R4) 等	各がん種別検診受診率 <b>60%以上</b> 各がん種別精密検査受診率 <b>90%以上</b>	○がん検診、精密検査に関する正しい知識の普及啓発	
効率的な医療の提供	NEW 後発医薬品及びバイオ後続品の使用	○後発医薬品使用割合 71.8%(H30:45位)→ <b>83.1%</b> (R4:34位) ➢ 使用割合向上	後発医薬品 国の新たな目標を踏まえR6に設定 参考:第3期計画 後発医薬品使用割合 <b>80%以上</b> バイオ後続品 国の調査結果を踏まえR6年度に設定	○使用促進に向けた医療従事者に対する研修会の開催、市町村や保険者協議会と連携した普及啓発 ○県衛生環境研究所での試験検査による後発医薬品の品質確認と結果公表 ○バイオ後続品及び地域処方箋推奨リストに関する医療関係者への周知 ○県内に工場を置くメーカーにおける製造管理及び品質管理の徹底を図り、後発医薬品の信頼性確保に取り組む	
	医薬品の適正利用(多剤、重複服用及び残薬発生の防止)	○医薬分業率 77.8(H30)→ <b>79.8%</b> (R4) ➢ 医薬分業率向上	かかりつけ薬剤師・薬局の定着	○かかりつけ薬剤師・薬局に関する普及啓発 ○地域医療に貢献できるスキルの高い薬剤師の養成 ○電子処方箋の普及啓発	
	NEW 医療資源の効果的・効率的な活用	○令和4年度の診療報酬改定において、リフィル処方箋制度が創設され、取組を進める必要 ➢ 患者の通院負担が減少及び医療の効率化	リフィル処方箋の活用を推進	○リフィル処方箋に関する地域の実情把握等を進めるとともに、必要な取組を検討し、活用を推進	
	地域包括ケアシステムの構築等、医療機能の分化連携、医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	○切れ目のない医療と介護サービスの提供 ➢ 高齢化による医療と介護の需要が増加 ○高齢化に対応した医療提供体制の整備 ➢ 将来不足が見込まれる回復期病床の確保	地域医療構想の推進	○医療と介護の連携による在宅医療の充実 ○医師会と連携したかかりつけ医に関する普及啓発 ○地域医療介護総合確保基金事業の促進	
	NEW 「デジタル医療立県やまなし」の推進	医療DXの推進 ➢ 電子版かかりつけ連携手帳などPHRを活用した取り組みを推進するとともに、医療機関等におけるデジタル化を推進			

## 4 医療費の適正化効果額

※国の推計ツールを使用

第3期計画策定時の適正化効果額

▲35億円



第4期計画策定時の適正化効果額

▲38億円(暫定)

※国の設定目標の見直しにより、推計額は変動する見込

例: 国の後発医薬品の目標(現行)使用割合 → (将来)金額へ変更の見込

### 【参考】

適正化効果額▲38億円の内訳

- ・生活習慣病(糖尿病)の重症化予防 ▲20億円
- ・後発医薬品の普及 ▲6.8億円
- ・医薬品の適正利用(多剤、重複服用及び残薬発生防止) ▲5.3億円
- 等